

農地法第4条第1項の規定による許可申請書（記載例）

●●年●●月●●日

（あて先）津市農業委員会会長

現住所を記載してください。土地登記簿と住所が異なる場合は、住所がつながるように住民票等を添付してください。

申請者 **津市 太郎**
電話番号 **(059-●●●-●●●●)**

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請者の住所及び職業	住 所	職 業							
	津市西丸之内●●番地	農業兼会社員							
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名等	土地の所在	地番	地 目 登記簿 現況	面積	利用状況	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	津市●●町●●字●●	125	田 田	495 m²	田	600 kg	津市 太郎	市街化調整区域	
	計 495 m² (田 495 m² 、畑 m²)								
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細						
		農業用倉庫	営農拡大のため大型農機具を購入し、農業用倉庫が必要となったため						
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	●●年●●月●●日から 永久							
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画		合 計					
		名称	棟数	建築面積 (建ぺい率)	所要面積	名称	棟数	建築面積 (建ぺい率)	所要面積
		土地造成			495 m²				495 m²
		建築物	倉庫 1棟	115 m²	350 m²		1棟	115 m²	350 m²
		小計	1棟	115 m²	350 m²		1棟	115 m²	350 m²
		工作物	作業場 1か所	100 m²	145 m²		1か所	100 m²	145 m²
		小計	1か所	100 m²	145 m²		1か所	100 m²	145 m²
		計	1棟	215 m²	495 m²		1棟	215 m² (43.4%)	495 m²
4 資金調達についての計画	事業費		調達方法						
	土地造成費 250万円、倉庫建設費 650万円		自己資金 250万円						
	作業場建設費 200万円		借入金 850万円						
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防止施設の概要	隣地説明について	●●月●●日に隣地土地所有者●●さんに事業計画の説明をし、了承済							
	土地造成について	土地造成は盛土35cm							
	土砂の流出について	周囲にL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。また、工事に伴う周辺農地への被害はありません。							
	日照・通風等について	隣地農地に影響のないように高さ10mに制限します。							
	用水について	公共上水道を引き込みます。							
	雨水処理について	側溝に放流、地元自治会●●自治会長に●●月●●日に説明し、了承済							
	汚水等処理について	合併浄化槽を設置し側溝に放流、水利権者の●●土地改良区に●●月●●日説明し、了承済。							
その他	万一周辺農地等へ被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決します。								
6 その他参考となるべき事項	農用地除外申請●●月●●日提出済で、●●年●●月除外予定。開発許可 都市計画法●●条の開発許可申請●●月●●日提出済。仮登記権者了承済。								

(記載要領)

- 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。